

はじめに

本県の人権教育は、平成12年（2000）9月策定の「島根県人権施策推進基本方針」（平成20年10月第一次改定）および平成14年（2002）3月発行の「人権教育指導資料」に基づき、推進しています。平成16年（2004）3月に策定された「しまね教育ビジョン21」（平成20年3月改訂）においても、「お互いの人権を尊重する教育の推進」を施策として掲げ、人権を尊重する教育を推進するために必要な基盤整備に取り組んでいます。

平成20年（2008）4月、文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」は「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を発表しました。〔第三次とりまとめ〕は、文部科学省が人権教育の指導方法等の在り方を具体的に示したものであり、今後の人権教育推進の拠り所となるものです。

〔第三次とりまとめ〕は、「人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である」という考え方を示した上で、人権教育を通じて培われるべき資質・能力については、「知識的側面」「価値・態度的側面」「技能的側面」の三側面で捉えることができるとしています。また「人権教育が効果を上げるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる」ことも指摘しています。

〔第三次とりまとめ〕が示すそのような考え方を各学校の実践に反映させていくためには、まず、教職員の〔第三次とりまとめ〕に対する理解が必要であり、校内研修の充実が切に望まれるところです。

本資料は、〔第三次とりまとめ〕に示されたポイントをQ&A形式にまとめるとともに、参考資料と研修例を掲載し、各学校における研修の資料としていただくことを目的に発行するものです。Q&Aや研修例作成にあたっては、教職員と児童生徒間の人間関係だけでなく、教職員間の人間関係のふりかえりができるものとなるようにしました。

本資料の活用により、本県の人権教育がより一層充実されることを期待します。

平成21年3月

島根県教育委員会